

第5章

将来像を実現するための取り組み





5.2 取り組み

● 基本方針 1 ●

自然環境、歴史的及び文化的環境資源の 保全・再生を進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
1-1	公園・緑地の面積	246,882 m ²	255,132 m ²
1-2	公園ボランティア数 ^{※1}	726 人	850 人
1-3	郷土資料室の来館者数 ^{※2}	2,311 人	3,000 人

● 体系

基本方針 1

自然環境、歴史的
及び文化的環境資
源の保全・再生を
進めます

- ▶ 1-(1) みどりや水辺環境の保全・再生、活用
- ▶ 1-(2) 生物多様性の保全・再生、活用
- ▶ 1-(3) 歴史的・文化的環境資源の保全、活用

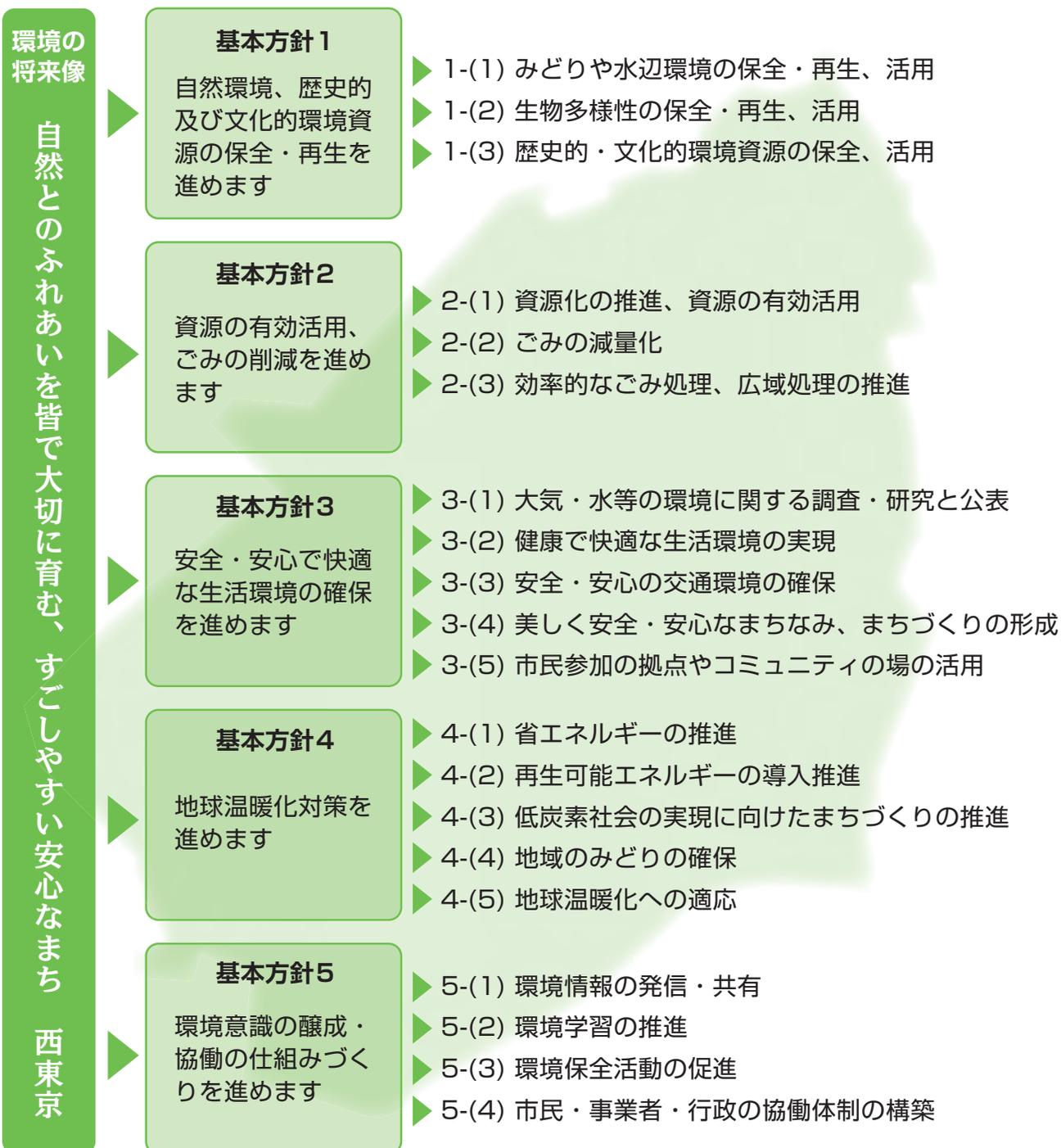


※1 公園ボランティア数：西東京市が実施している西東京市公園管理協力員の人数。公園管理協力員の活動内容は、①ごみ拾い、落ち葉かき等清掃に関すること。②除草、樹木の剪定その他樹木の維持管理に関すること。③草花の植付けに関すること。④遊具、その他の公園施設の破損等を発見した際の市への連絡に関すること等。

※2 郷土資料室の来館者数：郷土資料室に来館した各年度の延べ人数。

1 基本方針と取り組みの方向

本計画では、将来像を実現するための5つの基本方針を設定し、基本方針を実現するために、より具体的な取り組みの方向を示します。さらに、基本方針には、達成状況を把握するための指標を設定し、これに対する目標を設定します。



▶ 1-(1) みどりや水辺環境の保全・再生、活用

市の取り組み

① 緑地の保全・再生

- ・ 樹林地の保全・再生のための取り組みを支援します。
- ・ 消失のおそれのある樹林地の保全のための方策を検討します。
- ・ 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- ・ 公共施設において、敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化等を推進します。
- ・ 生垣設置等の取り組みを支援します。
- ・ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全の指導を行います。
- ・ 市民や事業者とともにみどりの保全を進めるための機会を設けます。

② 公園、空き地等の活用

- ・ 公園等の公共用地にある花壇の計画・植え付け・管理等の市民の活動を推進します。
- ・ 市民との協働による公園や緑地等の維持・管理を行うため、人材育成を進めます。

③ 農地の保全

- ・ 環境にやさしい農業の普及を図るための支援を行います。
- ・ 持続可能な農業経営に向けた取り組みを進めます。
- ・ 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるための機会を提供します。

④ 水辺環境の保全・再生

- ・ 河川周辺のごみのポイ捨て防止に関する普及啓発や美化活動を支援します。

⑤ 水循環の確保

- ・ 家庭での雨水の地下浸透量を増加させるための取り組みを支援します。
- ・ 道路や公共施設において、雨水の地下浸透量を増加させるための取り組みを進めます。
- ・ 公共施設での雨水利用方法について検討します。

⑥ みどりや水辺とのふれあいの確保

- ・ 歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。
- ・ 市民がみどりに親しむ機会の提供を検討します。



5.2 取り組み **基本方針 1**

市民 の取り組み

■ **緑地、水辺の保全・再生のために**

- ・ 樹林地の所有者は、樹林地の保全を心がけ、樹林地の管理を適切に行います。
- ・ 緑地や樹林地の管理活動や公園等の管理を行うボランティア活動に参加します。
- ・ 河川の美化活動に参加します。
- ・ 庭に植栽をする等の身近なみどりを育てていきます。

■ **農地の保全のために**

- ・ 市内産農産物の消費拡大につながる取り組みに協力します。
- ・ 農業経営に係る理解を深めます。
- ・ 農作業のボランティア活動等に参加します。

■ **水循環の健全化のために**

- ・ 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- ・ 風呂の残り湯の活用など、水の再利用を心がけます。
- ・ 雨水の地下浸透量を増加させるための取り組みを行います。

■ **みどりや水辺とのふれあいの確保のために**

- ・ 公園や散歩道を憩いの場として活用します。
- ・ 自然とふれあう活動に参加します。
- ・ 自然環境の現状に関する調査に参加・協力します。

事業者の取り組み

■ 緑地、水辺の保全・再生のために

- ・ 宅地開発等を行う際には、緑地を十分に確保します。
- ・ 緑地、水辺の保全・再生に協力します。
- ・ 緑化や樹林地の管理活動等に協力します。
- ・ 河川の美化活動に参加・協力します。

■ 農地の保全のために

- ・ 環境に配慮した農業を行います。
- ・ 後継者の育成を図ります。

■ 水循環の健全化のために

- ・ 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- ・ 雨水貯留浸透施設の設置を検討します。

■ みどりや水辺とのふれあいの確保のために

- ・ 事業所内において、植栽や生物の生息・生育環境に配慮します。
- ・ 体験型農園の開設等により、農地の活用を図ります。
- ・ 事業所内の緑地を市民へ開放することを検討します。



水とふれあえる空間



▶ 1-(2) 生物多様性の保全・再生、活用

市の取り組み

① 生物多様性の現状把握

- ・西東京市の生物多様性の現状を把握するための調査について検討します。

② 生物多様性の保全・再生

- ・生物の生育・生息環境の保全に配慮した公園の維持管理を行います。
- ・街路樹として、武蔵野在来の樹種（郷土樹種）の利用等を検討します。
- ・野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全対策を実施します。

③ 生物多様性に関する情報の発信

- ・市民・事業者に対して、生物多様性に関する意識啓発を行います。

④ 外来種対策の推進

- ・外来種に関する情報の発信、栽培や飼育の際の留意点等の周知を行います。

市民の取り組み

■ 多様な生物を守るために

- ・自然環境の現状に関する調査に協力します。
- ・生物の生育・生息環境の保全に配慮します。
- ・野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- ・生き物を飼育する場合は、適正な飼育を行います。

■ 生物多様性の持続可能な利用のために

- ・緑地の保全に協力します。
- ・みどりや市内産農産物等の地域の恵みを持続的に利用するための取り組みに協力します。

事業者の取り組み

■多様な生物を守るために

- ・野生生物の生育・生息環境に配慮した事業を行います。
- ・野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- ・事業所の敷地内の緑化や集合住宅等の屋上緑化を検討します。
- ・事業所内の植木等の管理を適切に行います。

■生物多様性の持続可能な利用のために

- ・市が行う「地産地消」に係る取り組み等の地域資源のPRに協力します。
- ・地域の恵みを持続的に利用するための取り組みに協力します。



西東京いこいの森公園の花壇



▶ 1-(3) 歴史的・文化的環境資源の保全、活用

市 の取り組み

① 歴史的・文化的環境資源の保全

- ・西東京市の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺や遺跡等の文化財の保存や復元に努めます。
- ・農具等の文化財資料の収集・整理・公開に努めます。

② 歴史的・文化的環境資源の活用

- ・西東京市の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺や遺跡等の文化財に親しむ機会を提供します。

市民 の取り組み

■ 歴史的・文化的環境資源を守るために

- ・郷土の歴史に興味を持ち、文化財を守っていくことを心がけます。
- ・所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。
- ・郷土の歴史を学び、文化に親しみます。

事業者 の取り組み

■ 歴史的・文化的環境資源を守るために

- ・文化財の保全に協力します。
- ・所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。

● 基本方針2 ●

資源の有効活用、ごみの削減を進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状(平成24年度)	目標* ¹ (平成33年度)
2-1	家庭ごみ原単位* ²	382 g/人・日	347 g/人・日
2-2	ごみ排出量* ³	34,373 t/年	31,053 t/年
2-3	資源化率* ⁴	33.0 %	37.1 %

● 体系

基本方針2

資源の有効活用、
ごみの削減を進
めます

- ▶ 2-(1) 資源化の推進、資源の有効活用
- ▶ 2-(2) ごみの減量化
- ▶ 2-(3) 効率的なごみ処理、広域処理の推進



- ※1 目標：平成24年3月策定の西東京市一般廃棄物処理基本計画(計画期間平成24年度～平成33年度)に基づく
- ※2 家庭ごみ原単位：家庭から排出される、1人1日当たりの平均ごみ量(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+有害ごみ)
- ※3 ごみ排出量：家庭から排出されるごみと、柳泉園組合へ搬入されるごみ量の合計(家庭ごみ+自己搬入可燃ごみ)
- ※4 資源化率：一般廃棄物の総排出量に対する、回収された資源の量の割合(分別回収資源物排出量+集団回収資源物排出量) / (資源ごみ排出量+ごみ排出量)



▶ 2-(1) 資源化の推進、資源の有効活用

市 の取り組み

① 再利用の促進

- ・ 不用品の交換やフリーマーケットの取り組み等を推進します。
- ・ マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を促進します。
- ・ イベント等におけるリユース食器の利用を普及啓発します。

② 資源化の推進

- ・ 市民団体や自治会、集合住宅等による資源物の集団回収活動を継続して実施します。
- ・ 焼却灰のエコセメント化事業を推進します。
- ・ 分別品目等の検討を行います。
- ・ 使用済小型電子機器等^{※1}（以下「小型家電」という。）の再資源化を進めます。

市民 の取り組み

■ 製品の再利用を進めるために

- ・ リサイクルショップの活用やフリーマーケットへの出品等を考えます。
- ・ 中古品やリサイクル製品の利用等により製品の再利用を心がけます。

■ 資源化を進めるために

- ・ ごみの分別に努めます。
- ・ 市民団体や自治会、集合住宅単位等での資源物集団回収に協力します。
- ・ 資源化が可能な製品の購入等に努めます。



※1 使用済小型電子機器等（小型家電）：小型家電リサイクル法の対象品目であり、掃除機、炊飯器、ドライヤー、DVDプレーヤー、デジタルカメラ、時計、電子辞書等がある。

事業者の取り組み

■資源化を進めるために

- ・ごみの分別に努めます。
- ・廃棄物は可能な限り再資源化を進めます。
- ・グリーン購入^{※1}に協力します。



資源物（小型家電）の収集



※1 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷の少ないものを優先的に購入すること。



▶ 2-(2) ごみの減量化

市 の取り組み

① ごみ減量の取り組みの推進

- ・家庭から排出されるごみの減量のための取り組みを周知します。
- ・生ごみ減量化処理機器の購入の助成や貸出制度等の取り組みを継続します。
- ・ごみ排出量、処理費、市民意識等の変化を分析・検証します。

② 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量の推進

- ・事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化・指導を行うとともに、処理手数料の見直しについて、柳泉園組合と清瀬市、東久留米市と連携して検討します。
- ・市民・事業者・行政の協働による廃棄物減量のための取り組みを拡充します。

市民 の取り組み

■ ごみ減量を進めるために

- ・必要なものを必要な分だけ購入します。
- ・マイバッグの持参を心がけます。
- ・家具類の買い替えの際はリユース品の購入を検討します。
- ・ごみの減量を考えて暮らし方を心がけます。

事業者 の取り組み

■ ごみ減量を進めるために

- ・過剰包装の廃止、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法の実践を図ります。
- ・消費者に対してごみ減量を促す取り組みを検討します。
- ・長く使える商品の製造、販売に努めます。
- ・家電製品等の耐久消費材の修理サービス等を検討します。

▶ 2-(3) 効率的なごみ処理、広域処理の推進

市 の取り組み

① 効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信

- ・ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。
- ・ごみの発生抑制や資源化を促進する方法について調査・検討します。
- ・ごみ減量の重要性や減量のための方法等に関する講習会を行います。
- ・ごみ減量に関する事業者の意識啓発に取り組みます。

② 効率的なごみ処理の推進

- ・収集・運搬車両台数の見直しや車両の新規導入時の低公害車の利用等を推進します。

③ 広域処理の推進

- ・広域的に実施する取り組みを関連機関等と協力して進めます。



ごみの収集車両

市民 の取り組み

■ 効率的なごみ処理のために

- ・ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。
- ・ごみの分別・排出は、市のルールにより適切に行います。
- ・生ごみ堆肥化機器の設置等により生ごみや剪定枝等の減量化に配慮します。

事業者 の取り組み

■ 効率的なごみ処理のために

- ・ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- ・産業廃棄物は最終処分されるまで管理します。
- ・生ごみや剪定枝等の堆肥化处理等の環境に配慮した取り組みを進めます。



5.2 取り組み

● 基本方針3 ●

安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
3-1	大気環境基準の達成状況	二酸化窒素……………3/3 浮遊粒子状物質……………3/3 光化学オキシダント…0/1 (達成地点/測定地点)	二酸化窒素……………3/3 浮遊粒子状物質……………3/3 光化学オキシダント…1/1 (達成地点/測定地点)
3-2	河川の水質環境基準の達成状況	BOD 0.6 mg/L (石神井川溜漕橋)	環境基準以下を維持 (BOD 5 mg/L以下 ^{*1})
3-3	自動車騒音環境基準の達成状況	昼間 90 % 夜間 96 %	昼間 100 % 夜間 100 %

● 体系

基本方針3

安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

- ▶ 3-(1) 大気・水等の環境に関する調査・研究と公表
- ▶ 3-(2) 健康で快適な生活環境の実現
- ▶ 3-(3) 安全・安心の交通環境の確保
- ▶ 3-(4) 美しく安全・安心なまちなみ、まちづくりの形成
- ▶ 3-(5) 市民参加の拠点やコミュニティの場の活用



※1 石神井川はC類型の河川であり、BODの環境基準は5mg/L以下である。

▶ 3-(1) 大気・水等の環境に関する調査・研究と公表

市 の取り組み

①大気・水等の環境に関する調査・研究の推進

- ・大気や水、騒音、土壌、空間放射線量等の現状を継続的にモニタリングします。
- ・国や東京都等で行われているPM_{2.5}等の環境調査の情報を収集し、公表します。
- ・環境の状況に応じて国や東京都と連携して被害の防止に向けた対応を行います。
- ・市民との協働を進めるため、市民ボランティアやNPO等と連携した環境調査等を行います。

②大気・水等の環境に関する情報の公表

- ・市が行っている環境測定の結果を市のホームページや広報等で公表します。

市民 の取り組み

■大気・水等の環境に関する状況を把握するために

- ・大気や水、土壌等の調査に協力します。
- ・調査結果を市に提供する等の環境に関する情報の共有に協力します。

事業者 の取り組み

■大気・水等の環境に関する状況を把握するために

- ・工場等のばい煙や汚水等の適正処理について、自主的に検査を行います。
- ・事業活動における公害対策や環境負荷の状況等の情報の共有に協力します。



▶ 3-(2) 健康で快適な生活環境の実現

市の取り組み

① 大気・水等の環境の改善

- ・自動車利用の抑制、低公害車の普及を促進します。
- ・公共下水道への接続について、市民や事業者に呼びかけます。
- ・公害問題が発生した際には、関係機関との協力等により解決を図ります。
- ・ディーゼル車規制や土壌汚染対策等の環境汚染対策を推進します。
- ・雨水流出抑制指導や雨水浸透施設設置に対する助成事業を推進します。

② ヒートアイランド現象への対策

- ・ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果等を収集します。
- ・緑地の保全、公共施設の屋上緑化、学校での緑のカーテンの設置等の省エネルギー化を推進します。

市民の取り組み

■ 大気・水等の環境の改善のために

- ・アイドリングストップや低公害車の利用等に努めます。
- ・公共交通機関の利用を心がけます。
- ・殺虫剤、除草剤の過剰使用等を控えます。
- ・廃油等を排水口から流さないようにします。
- ・騒音等で近隣に迷惑をかけるような行動を慎みます。

■ ヒートアイランド現象の改善のために

- ・家庭でできる省エネルギーの取り組みを進めます。
- ・自宅の植栽、緑のカーテンの設置等のみどりを増やす取り組みに参加します。
- ・市内の緑地の保全活動に協力・参加します。

事業者の取り組み

■大気・水等の環境の改善のために

- ・環境に配慮した運転マナーの徹底、低公害車の導入等に努めます。
- ・業務における自動車利用を控えます。
- ・工場や事業場からのばい煙や汚水の処理を適切に行い、公害の発生防止に努めます。
- ・事業活動や建設工事等では、騒音・振動対策を十分に行います。
- ・化学物質の使用、排出、廃棄等については、環境に負荷を与えないように努めます。
- ・有害物質等が土壌に浸透しないような対策を行います。

■ヒートアイランド現象の改善のために

- ・事業活動において、省エネルギーに協力します。
- ・事業所の敷地内の緑化、緑のカーテンの設置等を検討します。
- ・市内の緑地の保全活動に協力・参加します。



エコプラザ西東京の緑のカーテン



▶ 3-(3) 安全・安心の交通環境の確保

市 の取り組み

① 道路交通の円滑化

- ・都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。
- ・車や歩行者がスムーズに通行できるよう、鉄道の連続立体交差化を関係行政機関に要請します。
- ・幹線道路の交差点等の交通渋滞の多発する地点では、関係機関と連携し、有効な対策を検討します。

② 公共交通システムの充実

- ・コミュニティバス（はなバス）は、経路や便数等の検証を踏まえ、適切な運行を行います。
- ・公共交通機関等の利用を増やすよう、市民や事業者に働きかけます。
- ・ユニバーサルデザイン^{*1} タクシーの導入支援方策を検討します。

③ 歩行者・自転車の利用環境の整備

- ・歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の拡幅化等の調査・研究及び計画的な整備を進めます。
- ・歩きやすく、自転車を利用しやすい環境の整備を行います。
- ・ゆとりある歩道や植栽帯の確保等の環境配慮を東京都や近隣自治体等と連携しながら進めます。
- ・ユニバーサルデザインの観点からの整備や歩車道の段差解消、電線の地中化を関係機関と連携しながら進めます。
- ・交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を充実します。



^{*1} ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体的状況等の違いに関係なく、誰もが利用しやすい製品や環境等のデザイン。

市民 の取り組み

■安全・安心の交通環境の確保のために

- ・ 交通ルールを守ります。
- ・ 徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。

事業者 の取り組み

■安全・安心の交通環境の確保のために

- ・ 交通ルールを守ります。
- ・ 徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。



コミュニティバス（はなバス）



▶ 3-(4) 美しく安全・安心なまちなみ、まちづくりの形成

市 の取り組み

① 美しいまちなみの形成

- ・屋外広告物、看板等について、周辺景観と調和するよう協力を要請します。
- ・屋敷林や水辺等の自然的景観や社寺等の歴史的景観の保全を図ります。

② 市内美化の推進

- ・市民の美化活動を支援します。
- ・広報紙等により、ポイ捨てや路上喫煙防止対策のPR活動に取り組み、まちの美化を推進します。
- ・市民や事業者に対してごみ排出ルールに関する周知を徹底します。

③ 誰もが利用しやすいまちづくり

- ・バリアフリーな空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策について検討します。

市民 の取り組み

■ 美しいまちなみを守るために

- ・ごみの廃棄ルールを守ります。
- ・ペットのふんを持ち帰ります。
- ・地域の美化活動に参加します。

■ 美しいまちなみをつくるために

- ・庭やベランダの緑化、ブロック塀の生垣化を検討します。

事業者の取り組み

■美しいまちなみを守るために

- ・ごみは適切に処理します。
- ・屋外広告物や看板は規則に従い、まちなみに配慮した設置に努めます。
- ・過度な夜間照明を控えます。
- ・事業所周辺等の美化活動を行います。
- ・事業所を建設する際には、周辺の景観と調和に配慮します。

■美しいまちなみをつくるために

- ・事業所の緑化により、みどり豊かなまちなみ形成に貢献します。



保谷庁舎前の花壇



▶ 3-(5) 市民参加の拠点やコミュニティの場の活用

市 の取り組み

① 市民参加の拠点づくり

- ・ 環境情報の集約、市民活動の拠点づくりに努めます。
- ・ 環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実を図ります。

② コミュニティの場の活用

- ・ 市民・事業者・行政の協働事業等を検討します。

市民 の取り組み

■ コミュニティの場を発展させるために

- ・ 環境保全活動に参加します。
- ・ 環境保全活動を公表します。

事業者 の取り組み

■ コミュニティの場を発展させるために

- ・ 環境保全活動に参加します。
- ・ 環境保全活動の状況を公表します。



エコプラザ西東京

● 基本方針4 ●

地球温暖化対策を進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状（平成24年度）	目標（平成35年度）
4-1	市内のエネルギー使用量	電気 643 GWh/年 ガス 4,616 万m ³	電気 579 GWh/年 ガス 4,154 万m ³
4-2	住宅用太陽光発電設備の設置数 ^{※1}	965 軒	1,300 軒
4-3	市内の環境マネジメントシステム認証取得の事業者数 ^{※2}	34 社	50 社

● 体系

基本方針4

地球温暖化対策を進めます

- ▶ 4-(1) 省エネルギーの推進
- ▶ 4-(2) 再生可能エネルギーの導入推進
- ▶ 4-(3) 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進
- ▶ 4-(4) 地域のみどりの確保
- ▶ 4-(5) 地球温暖化への適応



※1 住宅用太陽光発電設備の設置数：電力会社と売電契約を行っている軒数。（東京電力資料）

※2 市内の環境マネジメントシステム認証取得の事業者数：ISO14001、エコアクション21、エコステージ及びグリーン経営認証等の認証・登録を行っている事業者数。



▶ 4-(1) 省エネルギーの推進

市 の取り組み

① 省エネルギーに関する情報の発信

- ・家庭でできる省エネルギーの方法等を発信します。
- ・事業所における省エネルギー活動の実施を啓発します。
- ・自家用車や営業用車におけるエコドライブを普及啓発します。

② 省エネルギーに関する取り組みの促進

- ・公共施設の新設、改修時において、省エネルギー機器の導入を進めます。
- ・公共施設におけるエネルギー使用量の見える化を検討します。

市民 の取り組み

■ 省エネルギーに関する取り組みを進めるために

- ・家庭でできる省エネルギーの取り組みを進めます。
- ・電気製品の購入の際は、省エネルギー機器の選択を考えます。
- ・二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により住宅の省エネルギー化を考えます。

事業者 の取り組み

■ 省エネルギーに関する取り組みを進めるために

- ・事業者としてできる省エネルギーの取り組みを進めます。
- ・電気製品の購入の際は、省エネルギー機器の選択を検討します。
- ・二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により建築物の省エネルギー化を検討します。

■ 省エネルギーに関する取り組みを促すために

- ・事業活動の中に、省エネルギーの視点を取り込みます。

▶ 4-(2) 再生可能エネルギーの導入推進

市 の取り組み

① 再生可能エネルギーに関する情報の発信

- ・ 市民や事業者に対して導入補助や導入による効果等に関する情報を提供します。

② 再生可能エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 再生可能エネルギー機器の設置を支援します。
- ・ 公共施設における太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入等を進めます。

市民 の取り組み

■ 再生可能エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を考えます。

事業者 の取り組み

■ 再生可能エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。



太陽光発電設備



▶ 4-(3) 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進

市 の取り組み

① 地域での取り組みの推進

- ・ 太陽光利用や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅等の普及を図ります。
- ・ 市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を普及啓発し、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減を図ります。
- ・ 近隣自治体等と連携して地球温暖化対策を推進します。

② エネルギーの見える化の推進

- ・ エネルギーや二酸化炭素排出量を見える化して公表します。

③ 公共交通利用の促進

- ・ 公共交通機関の充実、自転車の利用環境の向上により、移動手段を自動車から公共交通機関や自転車へ転換することを促進します。

④ 低公害車の普及促進

- ・ 東京都環境局と連携し、自動車の買い替え時に役立つ情報提供を行います。

市民 の取り組み

■ 日常生活からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・ 太陽光利用や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅の建築等を考えます。
- ・ ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
- ・ 市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。
- ・ エネルギーの使用量を把握し、エネルギー使用量の削減に努めます。

自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道等の利用を心がけます。
- ・自動車の買い替えの際は、低公害車を検討します。

事業者 の取り組み**事業活動からの温室効果ガスの排出を抑制するために**

- ・太陽光利用や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生型施設の建築等を考えます。
- ・ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
- ・市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。

自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・外出の際は、自動車の利用を控え、自転車やバス、鉄道等の利用を心がけます。
- ・自動車の買い替えの際は、低公害車の選択を検討します。



リサイクルボックス



▶ 4-(4) 地域のみどりの確保

市 の取り組み

① 地域のみどりの保全・創出

- ・ 二酸化炭素の吸収源となる樹林地・樹木、農地等のみどりを保全します。
- ・ 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- ・ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導を行います。

市民 の取り組み

■ 二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- ・ 所有している樹林地・樹木の保全に協力します。
- ・ 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

事業者 の取り組み

■ 二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- ・ 所有している樹林地・樹木、農地等の保全に協力します。
- ・ 開発を行う際は、樹林地・樹木、農地等の市内のみどりの保全に配慮します。
- ・ 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

▶ 4-(5) 地球温暖化への適応

市 の取り組み

① 地球温暖化への適応

- ・ 異常気象に適応するため、雨水幹線の整備等を進めます。
- ・ 雨水貯留の推進により、水の有効利用を図ります。
- ・ 省エネルギーの取り組みや緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策を促進します。
- ・ 公共施設での屋上・壁面の緑化等に努めます。

市民 の取り組み

■ 地球温暖化に適応するために

- ・ 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- ・ 防災に関する情報を収集し、活用します。
- ・ 雨水を活用した打ち水や緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策に取り組みます。
- ・ 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。

事業者 の取り組み

■ 地球温暖化に適応するために

- ・ 雨水貯留の推進により、水の有効利用を図ります。
- ・ 浸水被害を最小限にとどめる家づくり等の技術を開発・研究します。
- ・ 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- ・ 防災に関する情報を収集し、従業員に周知します。
- ・ 関連する法律や条例等を守り、地球温暖化対策に努めます。
- ・ 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。



5.2 取り組み

● 基本方針5 ●

環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
5-1	環境学習事業数	108 事業	140 事業
5-2	環境学習講座への参加者数 ^{※1}	1,203 人	1,500 人
5-3	地域での環境保全活動に参加したことの ある市民の割合 ^{※2}	6 %	10 %

● 体系

基本方針5

環境意識の醸成・
協働の仕組みづく
りを進めます

- ▶ 5-(1) 環境情報の発信・共有
- ▶ 5-(2) 環境学習の推進
- ▶ 5-(3) 環境保全活動の促進
- ▶ 5-(4) 市民・事業者・行政の協働体制の構築



※1 環境学習講座への参加者数：エコプラザ西東京で開催している環境学習講座の参加者数。

※2 地域での環境保全活動に参加したことの市民の割合：環境に関するアンケート調査結果。

▶ 5-(1) 環境情報の発信・共有

市 の取り組み

① 環境情報の発信

- ・市を取り巻く環境の状況を公表します。
- ・国や東京都の支援等の情報を提供します。
- ・環境情報を幅広く市民に提供するイベントや講座を開催します。

② 環境情報の共有

- ・市民からの情報を受信し双方向の情報共有を目指します。
- ・地域の環境学習、環境保全活動の事例を公表します。

市民 の取り組み

■ 環境に関する情報を活用するために

- ・環境の状況に関心を持ちます。
- ・環境情報を収集します。
- ・環境に関するイベントや学習の場に参加します。
- ・環境保全活動を発表し、活動の拡大を目指します。

事業者 の取り組み

■ 環境に関する情報を活用するために

- ・環境イベントや環境学習に協力します。
- ・事業の環境情報や環境保全活動を公表します。
- ・他事業者や市民と環境情報を共有します。



▶ 5-(2) 環境学習の推進

市 の取り組み

① 子どもたちに対する環境教育の充実

- ・ 環境学習の内容や教材の充実に努めます。
- ・ 教育機関と連携を図りながら、学校教育における環境に関する様々な取り組みを実践します。

② 市民に対する環境教育の充実

- ・ 環境にやさしい行動の実践を促す環境学習の機会の創出に努めます。
- ・ 環境学習の内容の充実に努めます。

③ 事業者に対する環境教育の充実

- ・ 環境保全に役立つ情報を提供します。

市民 の取り組み

■ 環境保全に関する知識を得るために

- ・ 身近な環境に興味を持ち、できることから環境保全活動に取り組みます。
- ・ 環境に関する市民講座やイベント等に参加します。
- ・ 身近な自然環境を環境学習・教育の場として活用します。

事業者 の取り組み

■ 環境保全に関する知識を得るために

- ・ 環境保全の取り組みを環境学習・教育の場で伝えます。
- ・ 従業員に対する環境教育を実施します。

▶ 5-(3) 環境保全活動の促進

市 の取り組み

① 環境保全活動への参加機会の創出

- ・ 環境保全活動への市民の参加意識を高める啓発を進めます。
- ・ 子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会の充実を目指します。

② 環境保全活動への支援

- ・ 市民団体による環境保全活動の実態を把握し、その活動を支援します。

③ 環境保全活動を担う人材等の育成

- ・ 市民への環境学習や環境保全活動に関わる人材の育成に取り組みます。

④ 環境保全活動等を担う人材の活用

- ・ 環境に関する専門家や環境学習の指導ができる市民や団体等の情報を整理し、その活用を図ります。
- ・ 環境保全に関する活動状況を周知します。
- ・ 環境分野に関わる人材が活躍できる場の充実を図ります。

市民 の取り組み

■ 環境保全活動への参加を増やすために

- ・ ボランティアに参加する等の環境保全活動に協力します。

■ 環境保全活動を担う人材となるために

- ・ 環境保全に関する市民活動や環境学習、市の環境リーダー養成講座等に参加します。



5.2 取り組み **基本方針5**

事業者 の取り組み

- **環境保全活動を支援するために**
 - ・ 地域の環境保全活動に協力・参加します。
 - ・ 環境保全に貢献する事業等の実施を検討します。
- **環境保全活動を担う人材の育成のために**
 - ・ 従業員に環境保全活動への参加を呼びかけます。



多摩六都科学館

▶ 5-(4) 市民・事業者・行政の協働体制の構築

市 の取り組み

① 市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり

- ・ 環境保全に関する市民・事業者・行政の協働のための新しい仕組みとして、環境保全推進協議会を設立します。
- ・ 環境保全に関する市民・事業者・行政の情報交換の場として、環境学習・情報ネットワークの整備を検討します。

② 広域的な連携の推進

- ・ 広域的に対応すべき課題について、国・東京都及び関連自治体と連携して取り組みます。
- ・ 広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議等への参加を検討します。

市民 の取り組み

■ 市民・事業者・行政の協働での環境保全活動を進めるために

- ・ 環境保全のための取り組みに協力します。
- ・ 事業者や行政とともに、環境保全活動に取り組みます。
- ・ 環境保全団体は、活動を進めていく上で、団体相互や事業者、行政等との連携を図ります。

事業者 の取り組み

■ 市民・事業者・行政の協働での環境保全活動を進めるために

- ・ 環境保全のための取り組みに協力します。
- ・ 市民や行政とともに、環境保全活動に取り組みます。
- ・ 事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換等を行います。

